

改正 平成 九年一二月一二月規則第九二号 平成一一年一二月二八日規則第八八号
平成一三年一二月 七日規則第一一二号 平成一五年 七月一日規則第一〇六号
平成三〇年 五月一八日規則第三七号 平成三〇年一二月二八日規則第六八号
平成三一年 三月二九日規則第二一号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

追加〔平成三〇年規則六八号〕

(くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止等)

第二条 知事は、くろまぐろについて、管理期間ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

- 一 定置漁業又は漁船漁業等に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、知事が都道府県計画で定める採捕の種類別の数量のうち定置漁業又は漁船漁業等に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
 - 二 漁船漁業等による小型魚又は大型魚の海域別の採捕の数量が、知事が都道府県計画で定める漁船漁業等の海域別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
 - 三 定置漁業又は漁船漁業等に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、知事が都道府県計画で定める採捕の種類別及び期間別の数量のうち定置漁業又は漁船漁業等に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
 - 四 漁船漁業等に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量が、知事が都道府県計画で定める漁船漁業等の海域別及び期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
 - 五 定置漁業及び漁船漁業等に係る小型魚又は大型魚の採捕の数量を合計した数量が、法第三条第二項第六号に掲げる数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- 2 知事が前項の規定により同項第一号、第二号又は第五号に該当する旨の告示をした場合には、定置漁業又は漁船漁業等を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- 3 知事が第一項の規定により同項第三号又は第四号に該当する旨の告示をした場合には、定置漁業又は漁船漁業等を営む者は、当該告示の日の翌日から当該告示において知事が定める日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- 4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 都道府県計画 法第四条第一項に規定する都道府県計画をいう。
 - 二 小型魚 三十キログラム未満のくろまぐろをいう。
 - 三 大型魚 三十キログラム以上のくろまぐろをいう。
 - 四 管理期間 小型魚又は大型魚に係る知事管理量による管理の対象となる期間として都道府県計画で定める期間をいう。
 - 五 定置漁業 次条第一号及び第二号に掲げる漁業をいう。
 - 六 漁船漁業等 次条第三号から第九号までに掲げる漁業をいう。

追加〔平成三〇年規則六八号〕

(採捕の数量等の報告者)

第三条 法第十七条第三項の規則で定める者（以下「採捕の数量等の報告者」という。）は、次の各号に掲げる漁業を営む者とする。

- 一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項に規定する定置漁業（同項第二号に掲げるものを除く。）
- 二 漁業法第六条第五項第二号に掲げる第二種共同漁業のうち小型定置漁業

- 三 漁業法第六十六条第二項に規定する中型まき網漁業
- 四 漁業法第六十八条第一項の規定による太平洋広域漁業調整委員会の指示に基づく承認を受けた沿岸くろまぐろ漁業
- 五 千葉県海面漁業調整規則（昭和四十年千葉県規則第六十九号）第七条第一号に掲げる小型まき網漁業
- 六 千葉県海面漁業調整規則第七条第四号に掲げる火光利用さば漁業
- 七 千葉県海面漁業調整規則第七条第五号に掲げる敷網漁業のうちあじ・さば棒受網漁業
- 八 千葉県海面漁業調整規則第七条第八号に掲げる固定式さし網漁業
- 九 前各号に掲げる漁業以外の漁業であって、くろまぐろを採捕するもの
一部改正〔平成一一年規則八八号・一三年一一二号・三〇年三七号・六八号〕
（採捕の数量等の報告者の氏名等の報告）

第四条 採捕の数量等の報告者は、法第十七条第三項の報告をするときは、次の各号に掲げる事項を併せて報告するものとする。

- 一 採捕の数量等の報告者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 採捕に係る船舶の船名及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる番号
 - イ 前条第一号及び第二号に掲げる漁業を営む者 漁業の免許番号
 - ロ 前条第三号及び第五号から第八号までに掲げる漁業を営む者 船舶の許可番号
 - ハ 前条第四号に掲げる漁業を営む者 同号に規定する承認に係る承認番号
 - ニ 前条第九号に掲げる漁業を営む者のうち漁船の登録を受けた者 漁船登録番号
- 三 採捕に係る第一種特定海洋生物資源（法第二条第六項に規定する第一種特定海洋生物資源をいい、すけとうだらを除く。以下同じ。）を陸揚げした日
一部改正〔平成一三年規則一一二号・三〇年三七号・六八号〕

（採捕の数量等の報告の方法）

第五条 法第十七条第三項及び前条の規定による報告は、第一種特定海洋生物資源について、月の末日ごとに当該日が属する月のいずれかの日に陸揚げされた第一種特定海洋生物資源ごとの採捕の数量を集計し、当該月の翌月の十日までに別記様式による書面を提出して行わなければならない。

- 2 知事が法第八条第二項の公表をした場合における法第十七条第三項及び前条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から三日以内に別記様式による書面を提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定による書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
一部改正〔平成九年規則九二号・一一年八八号・一三年一一二号・一五年一〇六号・三〇年三七号・六八号〕

（電子情報処理組織による報告）

第六条 知事は、法第十七条第三項及び第四条の規定による報告については、前条第一項又は第二項の書面による報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた報告は、県の使用に係る電子計算機に備えられ又は接続されたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
- 3 電子情報処理組織を使用して法第十七条第三項及び第四条の規定による報告をしようとする者についての前条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置（採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものに限る。次項において同じ。）から入力してファイルに記録して」と、同条第二項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録して」とする。

一部改正〔平成一三年規則一一二号・三〇年六八号〕

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成九年十二月十二日規則第九十二号）

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年十二月七日規則第一百十二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定により行った報告は、この規則の相当の規定により行った報告とみなす。

附 則（平成十五年七月十一日規則第百六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年五月十八日規則第三十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）第一条第四号及び第九号に規定する漁業に係る新規則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「十日」とあるのは、「末日」とする。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第六十八号）

この規則は、平成三十一年一月十七日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

別記様式

（第五条第一項及び第二項）

全部改正〔平成30年規則37号〕、一部改正〔平成30年規則68号・31年21号〕